

使用開始日：2011.02.15

アムンディ・毎月分配ユーロ債券ファンド

追加型投信／海外／債券

愛称：

ユーロブuket
Euro Bouquets

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・毎月分配ユーロ債券ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年2月14日に関東財務局長に提出しており、平成23年2月15日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単体型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	年12回 (毎月)	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日：1971年11月22日

資本金：12億円(2010年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：

1兆6,096億円(2010年12月末現在)

■ 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】

株式会社 リソナ銀行

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは、主として、ユーロ建の債券市場へ投資するルクセンブルク籍の外国投資信託の投資信託証券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

◎ファンドの特色

1 ファンドの実質的な主要投資対象は、ユーロ建の投資適格債です。

- アムンディが運用する2つのルクセンブルク籍のファンドに投資します。
投資するファンドは、「Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド」と「Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」です。
- 2つのファンドの投資対象は、ユーロ建の債券市場で取引される国債等公共債・国際機関債・社債等です。

国債等公共債：国が発行する債券が国債、地方自治体が発行する債券が地方債、国が直接監督している公庫、公団、事業団などの法人が発行する債券が政府機関債であり、これらをまとめて公共債といたします。

国際機関債：国際機関が発行する債券です。

社債：企業が発行する債券です。民間の事業会社が発行する事業債、転換社債および新株引受権付社債（ワラント債）のことを指します。

- 外国投資信託の投資信託証券を通じて投資する組入対象債券の格付[※]は、原則としてトリプルB格（BBB-/Baa3）以上とします。

※「格付」とは、債券などの元本および利息の支払が償還まで当初契約の定め通り履行される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息の支払が償還まで定め通りに履行される確実性が低く（信用リスクが大きく）なります。

■アムンディ概要

アムンディは、運用資産規模で6,880億ユーロ（約86兆円、1ユーロ=124.92円で換算。2010年3月末現在）を超え、欧州第3位^{※1}、世界ではトップ・テン^{※2}に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点をもち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供します。

※1 インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査。（2009年7月版（数値は2008年12月末））

※2 グローバル・インベスターズによる100社ランキング。（2008年9月版（数値は2008年6月））

2 インカム・ゲイン^{※1}とともにキャピタル・ゲイン^{※2}の獲得を追求します。

※1 公社債や預金の利息収入、株式の配当のことをいいます。

※2 有価証券を売買することによって得られる売買益のことをいいます。

3 原則として、為替ヘッジは行いません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

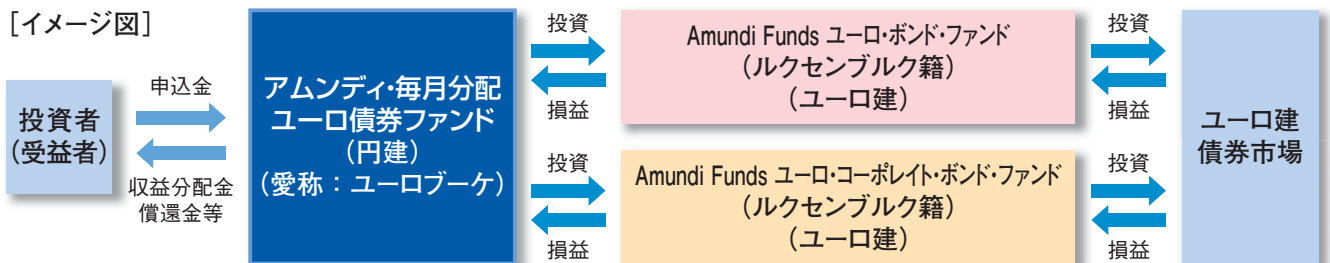
4 原則として、毎月14日(休業日の場合は翌営業日とします)に決算を行い、収益配分方針に基づいて分配を行います。

- 分配対象収益額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◎ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式^{*}で運用します。

^{*}投資信託のことをファンドといい、ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託に投資する投資信託のことをいいます。投資先の投資信託から株式や債券などへ投資します。



<主要投資対象とするファンドの概要>

Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド

設 定 日: 1991年1月2日
 投 資 対 象: 主にユーロ建の国債等公共債・国際機関債・社債
 ベンチマーク: パークレイズ・キャピタル・ユーロ総合インデックス^{*} **A**
 純 資 産: 約290.2百万ユーロ(約313億円@107.9円)
 (2010年12月末現在)
 運 用 会 社: アムンディ

Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド

設 定 日: 1999年2月1日
 投 資 対 象: 主にユーロ建の社債
 ベンチマーク: パークレイズ・キャピタル・ユーロ社債インデックス^{*} **B**
 純 資 産: 約420.4百万ユーロ(約454億円@107.9円)
 (2010年12月末現在)
 運 用 会 社: アムンディ

<ファンドの参考指数> 上記**A**および**B**のベンチマークから算出される合成指数です。
 ファンドの参考指数 = **A**ベンチマーク×95% + **B**ベンチマーク×5%

^{*} 各インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスです。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

◎主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産の投資割合には制限を設けません。

◆ 資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

1 投資適格債(国債等公共債・国際機関債・社債等)とは

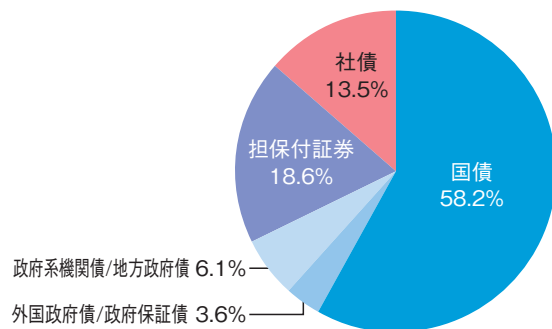
社債は、信用リスクが国債より高い反面、国債よりも高水準の利率・利回りが期待できます。

- 国債とは国が発行する債券です。
- 社債とは企業が発行する債券です。
- 格付けがトリプルB格以上を**投資適格債**と呼びます。

*債券の種類は上記以外にもあります。

■世界債券市場(種類別)

シティグループ 世界BIG債券インデックス
時価総額構成比率(2010年12月)

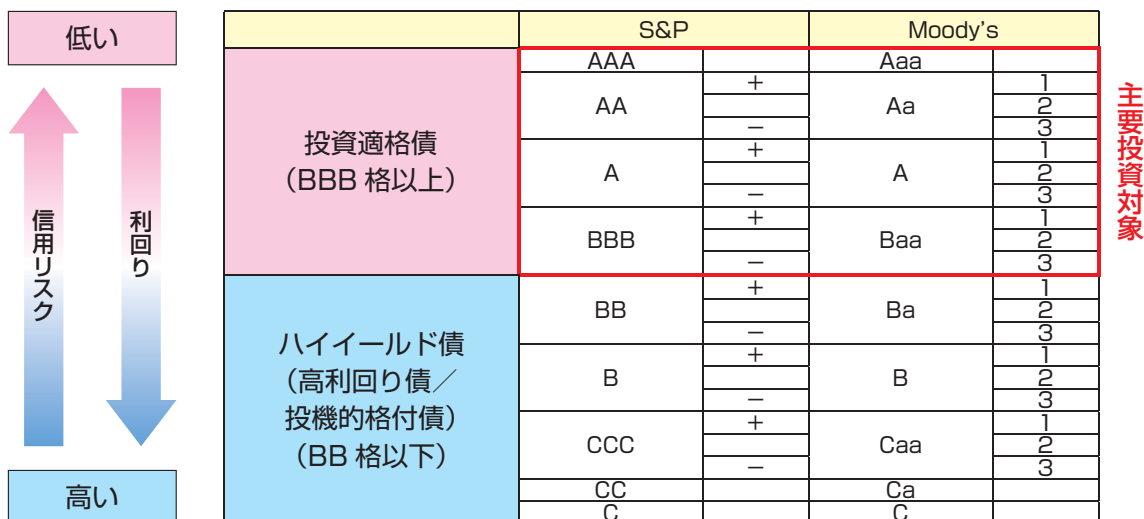


出所:シティグループ・グローバル・マーケット・インクのデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*右記数値の合計は、四捨五入の影響で100%とならない場合があります。

ファンドの実質的な主要投資対象はユーロ建の投資適格債(国債等公共債・国際機関債・社債等)(格付は原則としてトリプルB格以上)とします。

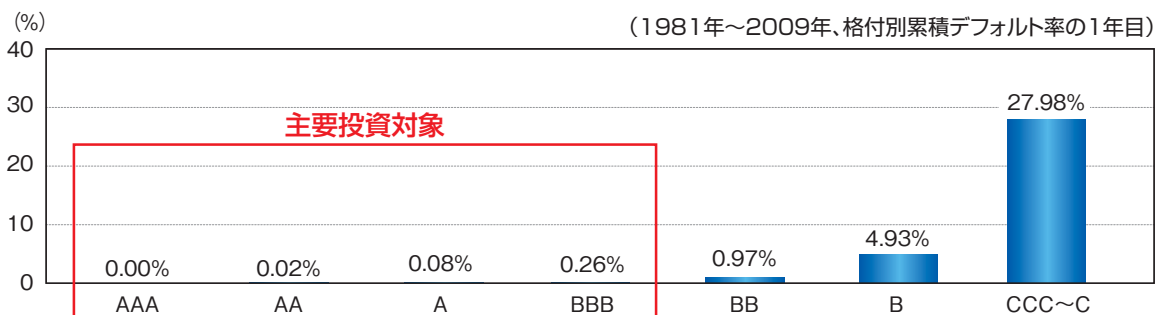
■債券格付・利回りと信用リスク



出所:2010年12月末のS&P、Moody'sのホームページの情報を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。S&PのD格は省略。

債券は上記以外にも、発行形態、償還までの期間等様々な方法で分類されます。

■格付別年間平均デフォルト率



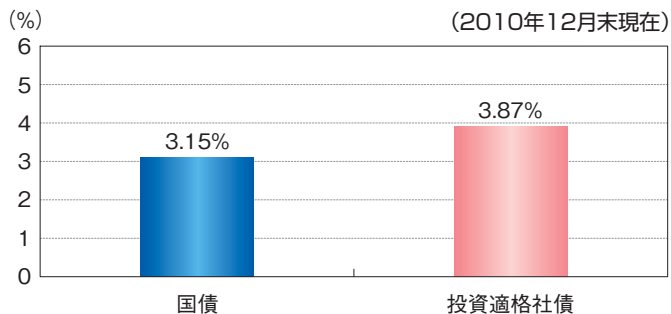
出所:S&P[Ratings Direct]のデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*債券の元利金(利息及び償還金)の支払いができなくなることをいいます。

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。 ●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。 ●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

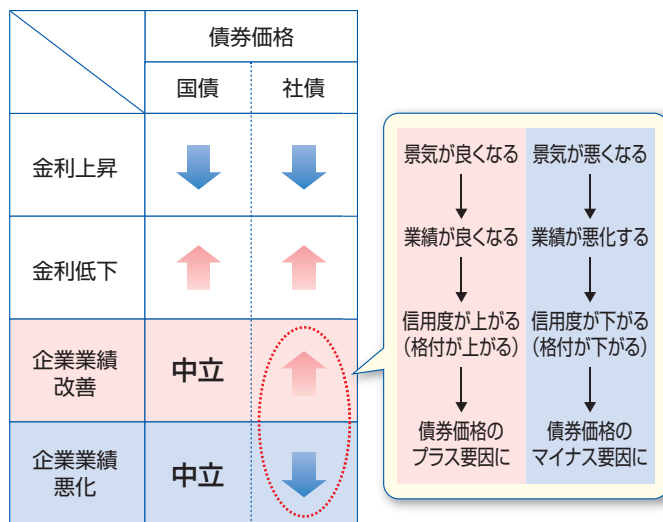
■ユーロ債券利回り



出所:バークレイズ・キャピタルのデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社で作成。

- * 税金・費用等は考慮していません。
- * 国債には、バークレイズ・キャピタル・ユーロ国債インデックス、投資適格社債には、バークレイズ・キャピタル・ユーロ社債インデックス(投資適格社債のみ)を使用しています。
- * 上記各インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるバークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスです。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズ・キャピタルに帰属します。

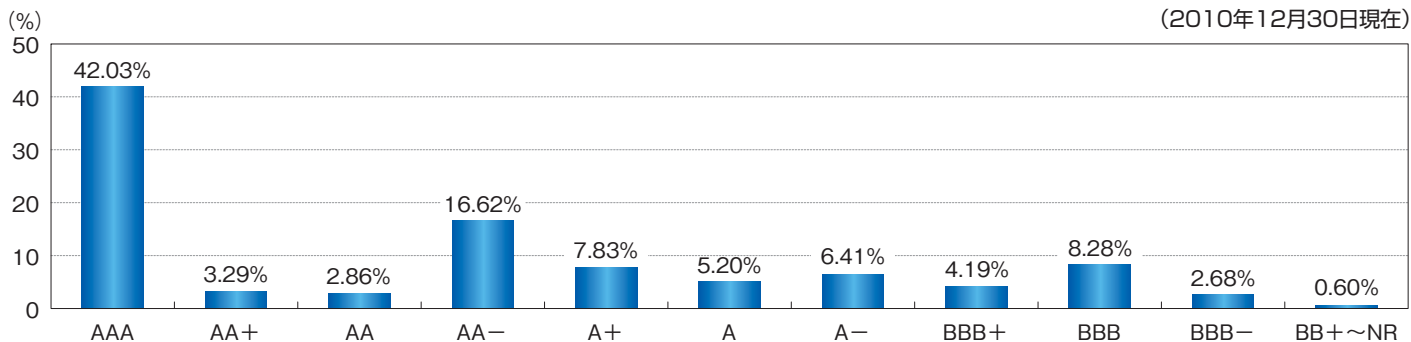
■金利・企業業績と債券価格イメージ



※上記サイクルは一般論であり、必ずしも上記の動きとなるわけではありません。

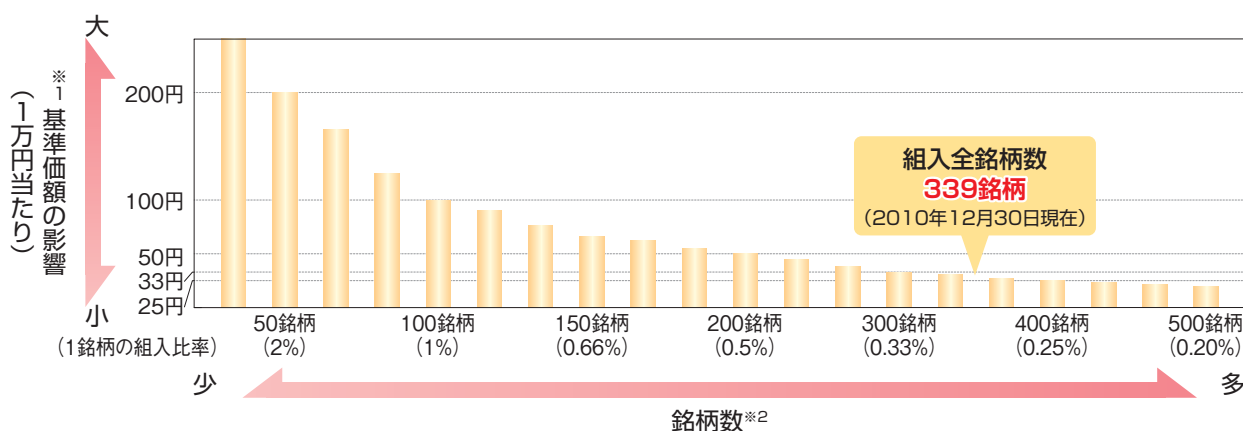
ファンドはユーロ建の債券に投資するファンドを通じて複数の銘柄に分散投資をします。

■組入債券格付別構成比



- * 現金・その他を除いた構成比です。
- * 構成比率の合計は、四捨五入の影響で100%とならない場合があります。
- * 上記は、2010年12月30日現在の当ファンドのデータを基に作成したものであり、今後の市況動向等によって変わります。

■組入銘柄数が基準価額に与える影響度(分散投資効果)



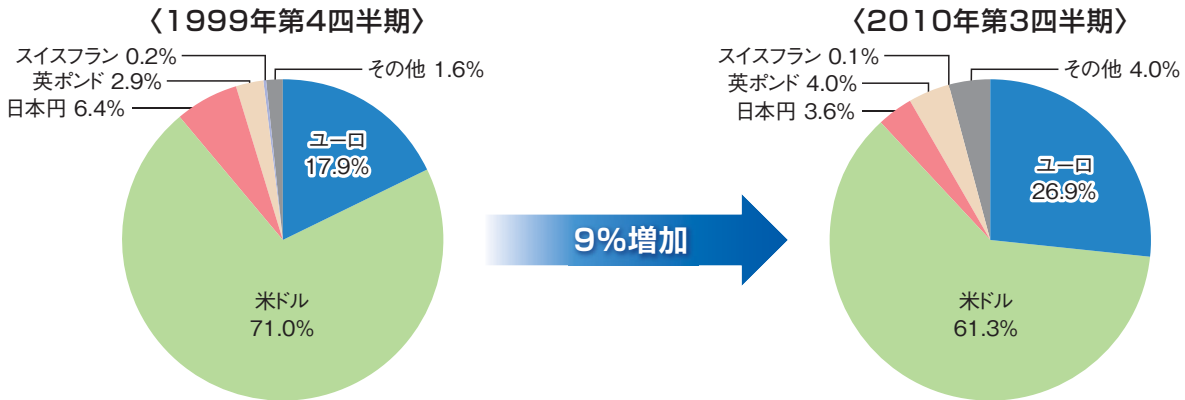
- ※1 債券実質組入比率を100%とし、かつ全銘柄に均等に投資した場合、1銘柄が基準価額に与える影響度。
- ※2 実際には発行体が同一である銘柄があり、発行体数は銘柄数を下回ります。

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。 ●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。 ●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

2 国際通貨としての魅力を増すユーロ

外貨準備におけるユーロのシェアは拡大しています。

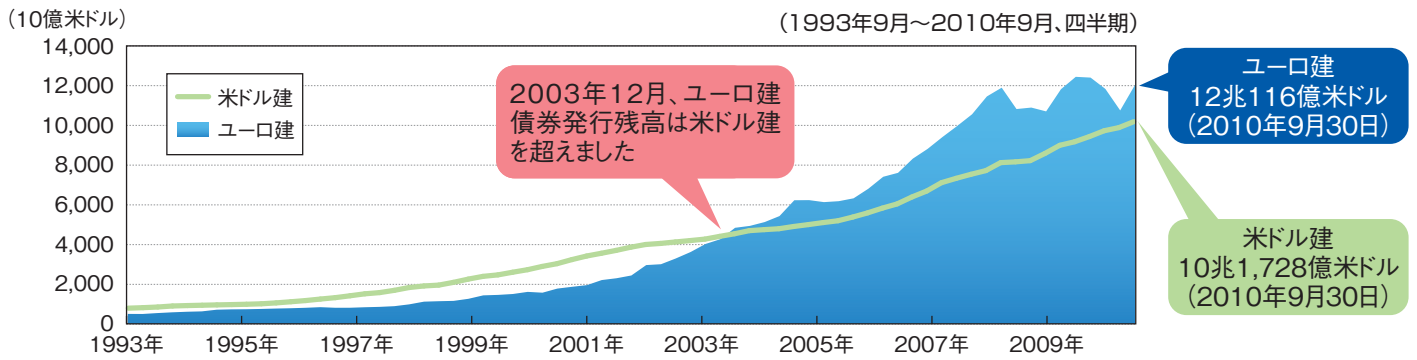
■外貨準備通貨別保有割合



出所：IMFのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。
 *上記数値の合計は、四捨五入の影響で100%とならない場合があります。
 *未報告分は除く。

ユーロ建の債券発行残高は拡大しています。

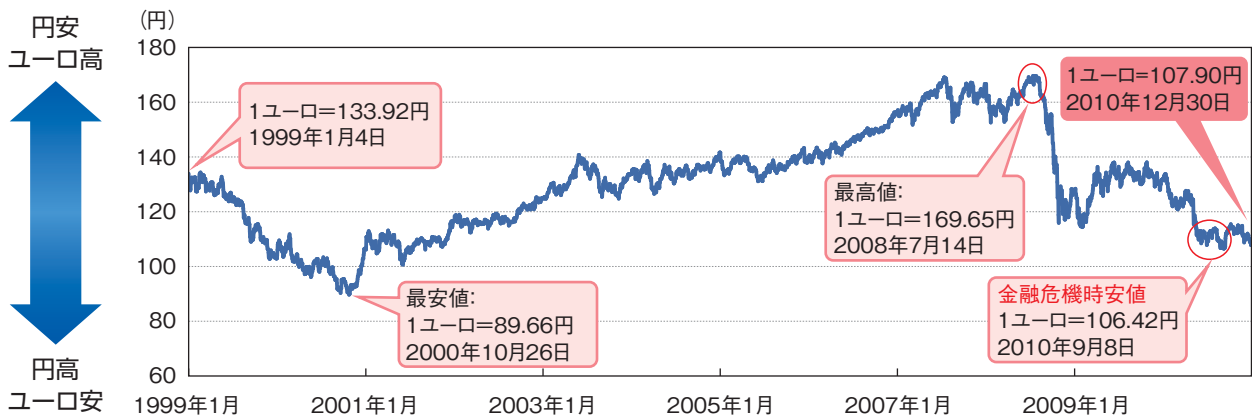
■国際債券市場における債券発行残高



出所：BIS「Quarterly Review December 2010」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

■ユーロ/円 為替レート推移

(1999年1月4日～2010年12月30日、日次)



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。 ●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。 ●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

(ご参考) 欧州連合と通貨ユーロについて



拡大を続ける欧州連合(EU)

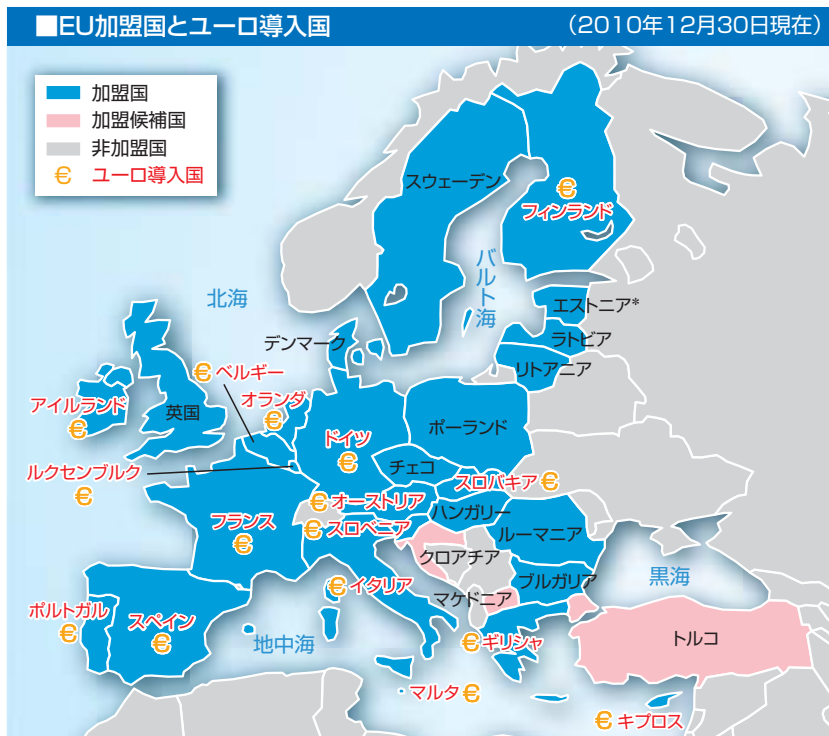
◎ 欧州連合(EU : European Union)とは…

欧州連合(以下、EU)は、平和を守り経済と社会の進歩を促進するために結成した27の加盟国から成り立っています。EUの発足までには40年以上の歳月がかかっており、その起源は第二次世界大戦後の欧州復興にまで遡ります。

パリ条約によって1952年にECSC(欧州石炭鉄鋼共同体)、続いてローマ条約により1958年にEEC(欧州経済共同体)とEuratom(ユーラトム、欧州原子力共同体)が発足しました。1987年に発効された単一欧州議定書の下で3つの共同体から単一市場が完成し、欧州連合条約(マーストリヒト条約)により1993年、ついにEUが誕生しました。

EUの統合によって、関税同盟から共同市場へ、そして通貨同盟にまで発展し、統一通貨「ユーロ」の誕生は欧州域内の経済の活性化および政治の安定に大きく貢献してきました。

2009年12月1日には、リスボン条約(改正欧州連合条約)が発効され、外交体制の強化や機構の効率化を通じ、国際社会におけるEUの発言力を強化すべく、常任の欧州理事会議長やEU外務大臣相当の外務・安全保障政策上級代表などが創設されました。



◎ 通貨ユーロとは…

10年以上の準備期間を経て、EU加盟国中の12カ国が自国の通貨を放棄し、2002年1月1日より、ユーロ紙幣・硬貨の流通が始まりました。

その後、通貨ユーロの採用国は増え、2010年12月末現在は16カ国となっています。

通貨ユーロの誕生により、ユーロ採用国間の為替変動リスク、為替手数料等が発生せず、人とモノの移動が活発化し、経済活動の発展に大きく貢献しています。

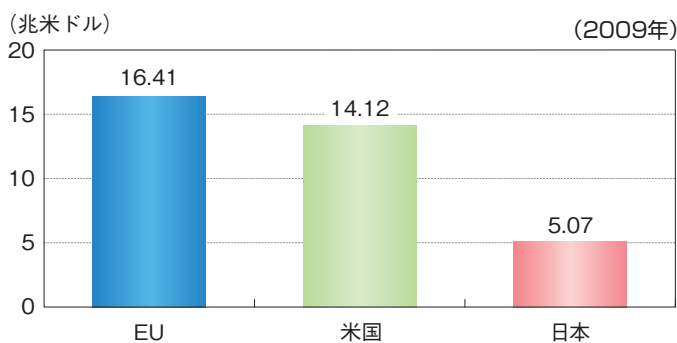
今後、通貨ユーロを採用する国が更に増えれば、域内貿易の活性化に伴う欧州全体の経済規模の拡大が期待されます。

出所：欧州連合ホームページ、外務省等の情報を基にアムンディ・ジャパン株式会社が作成。(2010年12月30日現在)

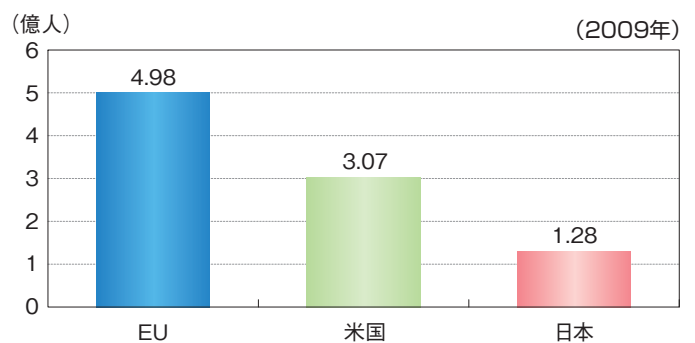
*エストニアは、2011年1月1日より通貨ユーロ導入予定。

◎ EUは経済規模、人口とも米国、日本を上回っています

<EU、米国と日本の名目GDP比較>



<EU、米国と日本の人口比較>



出所：IMF「世界経済見通し2010年10月」のデータを基にアムンディ・ジャパン株式会社が作成。

● 上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。 ● 上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。 ● 当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

投資リスク

◎基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

① 価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とするルクセンブルク籍の投資信託証券は、主にユーロ債券市場の国債等公共債・国際機関債・社債等を投資対象としていますが、債券の価格はその発行体の政治状況および財政状況、経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。**当該債券の価格が下落した場合にはファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

② 金利変動リスク

債券価格は金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

③ 為替変動リスク

ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、主要投資対象の投資信託証券は外貨建であり、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、ファンドの基準価額は、円安になると上昇する傾向があります。反対に円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

④ 信用リスク

発行体の財務内容の悪化等により債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況および一般的な経済状況または経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該債券の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、**ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドが組入れる投資信託証券の組入債券の格付は、原則としてトリプルB格（BBB-/Baa3）以上の投資適格債とし、信用リスクの低減を図ります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

1. ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2. 規制の変更

ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

3. 分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

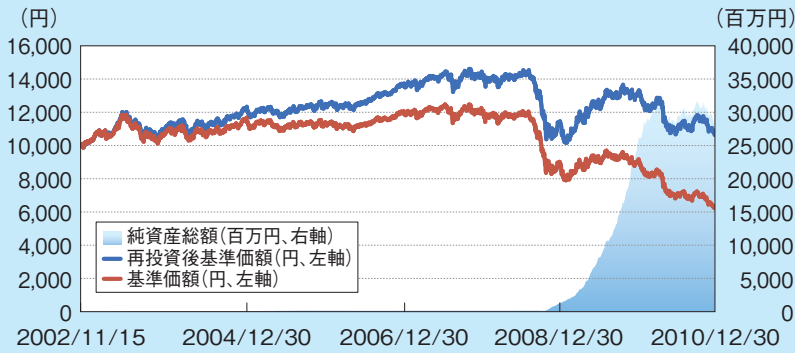
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◎リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

◎基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと表示しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	6,253円	純資産総額	28,374百万円
------	--------	-------	-----------

◎分配の推移

決算日	分配金
59期(2010年8月16日)	100円
60期(2010年9月14日)	100円
61期(2010年10月14日)	100円
62期(2010年11月15日)	100円
63期(2010年12月14日)	100円
直近1年間累計	1,200円
設定来累計	5,040円

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

◎主要な資産の状況

◆資産配分

内 訳	比率 (%)
Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド (12クラス)	78.68
Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド (12クラス)	19.33
現金等	2.00
合計	100.00

*比率は純資産総額に対する割合です。
*四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。
*現金等には未払諸費用等を含みます。

◆ファンドの概要

平均格付	AA-
平均最終利回り (%)	3.95
平均直接利回り (%)	4.07
修正デュレーション (年)	5.40
組入全銘柄数	339

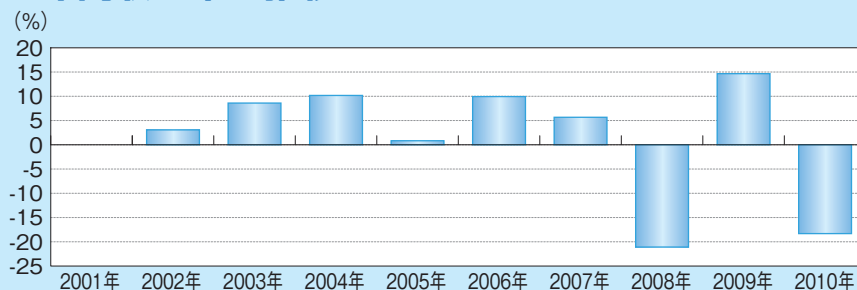
*平均格付とは、基準日時点でファンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、ファンドの信用格付ではありません。

◆組入ファンドの上位5銘柄

Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド			Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド		
順位	銘柄	純資産比 (%)	順位	銘柄	純資産比 (%)
1	イタリア国債	5.57	1	BFCM	1.59
2	ドイツ国債	4.92	2	バンク・オブ・アメリカ	1.57
3	フランス国債	4.14	3	ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド	1.39
4	オランダ国債	3.89	4	シティグループ	1.37
5	フランス国債	3.65	5	スタンダードチャータード銀行	1.35

*純資産比率は各組入ファンドの純資産総額に対する割合です。

◎年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*ファンドにベンチマークはありません。
*2002年は設定日(11月15日)から年末までの騰落率を表示しています。

◎期間別騰落率

期 間	騰落率 (%)
1 ヶ月	-3.59
3 ヶ月	-8.55
6 ヶ月	0.05
1 年	-18.31
3 年	-26.07
設定来	6.79

*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。したがって、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

◎お申込みメモ

購入単位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みの販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.1%)を控除した価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ファンドの休業日(東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合)には、受け付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時 [*] までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成23年2月15日から平成24年2月14日までとします。 申込(継続募集)期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止することおよび既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:平成14年11月15日)
繰上償還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年12回決算、原則毎月14日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年12回、毎決算時に収益配分方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	3,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年5月、11月の計算期間末ごとおよび償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除・益金不算入制度の対象ではありません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は2.1% (税抜2.0%)です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た金額とします。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	<p>信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率0.735% (税抜0.70%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。</p> <p>(信託報酬の配分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率0.2625% (税抜0.25%)</td> <td>年率0.42% (税抜0.40%)</td> <td>年率0.0525% (税抜0.05%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	委託会社	販売会社	受託会社	年率0.2625% (税抜0.25%)	年率0.42% (税抜0.40%)	年率0.0525% (税抜0.05%)
	委託会社	販売会社	受託会社					
	年率0.2625% (税抜0.25%)	年率0.42% (税抜0.40%)	年率0.0525% (税抜0.05%)					
投資対象とする投資信託証券	<table border="1"> <tr> <td>Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド</td> <td>税抜年率0.40%* (毎月分配クラス)</td> </tr> <tr> <td>Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド</td> <td>税抜年率0.40%* (毎月分配クラス)</td> </tr> </table> <p>*日本国外においてかかる費用 (日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬) に関しては、消費税等が課されません。</p>	Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド	税抜年率0.40%* (毎月分配クラス)	Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	税抜年率0.40%* (毎月分配クラス)			
Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド	税抜年率0.40%* (毎月分配クラス)							
Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	税抜年率0.40%* (毎月分配クラス)							
実質的な負担	<p>純資産総額に対して年率約1.127%* (税込・概算値)</p> <p>平成22年12月30日現在の組入投資信託証券の各組入比率を考慮して算出しております。</p> <p>*ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によって、実質的な信託報酬率は変動します。</p>							
その他の費用・手数料	<p>実質組入の有価証券の売買委託手数料、資金の借入れにかかる借入金の利息、信託事務等の諸費用等は、投資者の負担とし、信託財産中から支払われます。</p> <p>監査費用等 (上限85万円 (1回当たり、税込) (本書作成日現在))は5月および11月の計算期間の末日または信託終了のとき信託財産中から支払われます。</p> <p>*その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</p>							

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金 (解約) 時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して10%

◆上記は、平成22年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント